

議案第52号

鹿児島県工業用水道給水条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県工業用水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県工業用水道給水条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業用水道給水条例（昭和47年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「により徴収する」を「又は口座振替の方法により納付しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

工業用水の使用料を、口座振替の方法により納付することができるようにするため、所要の改正をしようとするものである。